

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	四区地区 (四区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	70.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	58.7 ha
② 田の面積	52.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	17.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

不整形なほ場も多く、近年の気象変動に伴う水不足の影響もあり、地域における持続可能な農業の推進、後継者や次世代の農業者に引き継ぐにあたり、農業環境の改善が急務である。

現状の区画や農道が不整形で作業効率を低下させているため、区画整備が必須課題。また、老朽化した農道や水路の改修を計画的に進め、営農環境の改善を図る。

ポンプ小屋や灌漑施設などの老朽化が進み、修繕や更新にかかる費用負担が耕作者にとって大きな課題。このため、施設更新費用に対する補助金の活用を検討し、農業者の負担軽減を図る。また、農機具の更新を支援する制度の整備を進める。

イノシシやシカによる鳥獣被害が増加しており、農作物への影響が深刻化している。この課題に対して、捕獲活動の強化や防護柵の設置を検討する。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地区の主要作物である水稻については、将来的に地域の担い手に集積・集約化を進め、地域の担い手や新規就農者を中心に取り組み、栽培面積の拡大及び農業者の所得の安定化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

今後、規模縮小やリタイアにより耕作不能となる田畑については、引受意向のある担い手への集積・集約化を図る。また、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行う。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	85	%	将来の目標とする集積率	90	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域の担い手の状況に応じて、農地の集約化を進めていく。
規模縮小やリタイアの意向が示された農地については、引き受け意向のある入作者への集積・集約化を図ってい

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

規模縮小、リタイアで耕作不能となる農地については、引き受け意向のある担い手への集積・集約化を図り、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行っていただく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地の集約・集積化を図られた農地は、可能な限り農地中間管理機構を活用する。
土地の貸借りの合意がなされた農地は、農地中間管理機構を活用し、担い手に農地の集約・集積化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組

農地の集積・集約化を図るため基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に、引き受け意向のある担い手がいた場合には斡旋をし、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行うなど、認定農業者や新規就農者の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

- ・イノシシ、シカが目撃されているため、地域による対策として電気柵等を設置するなど対策を講じる。

⑦保全・管理等

- ・地域で水路の維持管理や、ほ場や農道の草刈りなどを継続していく。
- ・大和久水利組合における地域資源の適切な保安全管理に向けた計画は別紙のとおり。

⑧農業用施設

- ・農地を支える水路やポンプ等の基幹施設設備の適切な機能保全を図る。
- ・国県の補助を活用しながら、改良・点検・整備の充実及び適正化を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

(別添)

大和久水利組合 地域資源保全管理構想(変更)

(令和6年3月作成)

組織名称:大和久水利組合

代表者氏名:会長 芳賀 勉



1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田 2,870a(従前 2,016a)

畑 313a(従前 149a)

(別添「様式第1-3号 活動計画書2.農用地面積」及び添付図面のとおり)

(2) 用排水路、農道

水路 5.9km(開水路 5.7km、暗渠 0.2km)

農道 3.5km

(別添「様式第1-3号 活動計画書2.農業用施設」及び添付図面のとおり)

(3) その他の施設

頭首工(隈戸川取水堰):万歳堰

揚水ポンプ 1台(隈戸川沿線)

(別添 位置図のとおりに)

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地

遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(4月)

遊休発生防止のための保全活動 毎年1回(2月)

畦畔・農用地法面の草刈り 毎年4回(4月、6月、7月、8月)

異常気象時の見回り 洪水、台風、震度4以上の地震等の発生後

応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動範囲は別添位置図のとおりに)

(2) 用排水路、農道

ア) 用排水路

水路の草刈り 毎年4回(4月、6月、7月、8月)

水路の泥上げ 毎年1回(4月)

施設の適正管理(ゲート類の保守) 点検結果に応じて実施時期を決定

異常気象時の見回り 洪水、台風、震度4以上の地震等が発生後

応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動範囲は上記(1)と同様)

イ) 農道

路肩・法面の草刈り	毎年4回（4月、6月、7月、8月）
側溝の泥上げ	毎年1回（4月）
施設の適正管理（路面の維持）	点検結果に応じて実施時期を決定
異常気象時の見回り	洪水、台風、震度4以上の地震等が発生後
応急措置	点検結果に応じて実施時期を決定
（活動範囲は上記（1）と同様）	

（3）その他の施設

ア）頭首工（取水堰）

毎年4月に自動堰の稼働点検および取水堰の泥上げ清掃を行い、かんがい期終了の9月には取水堰の排水、堆積物（泥、ゴミ等）の除去、清掃を行う。

イ）限戸川沿線ポンプ場1台

毎年5月に試運転、調整等の保守点検を行う。

3. 地域の共同活動の実施体制

（1）組織の構成員、意思決定方法

① 組織の構成員

別添 「規約 組織構成員一覧」のとおり

② 意思決定方法

毎年、3月に役員会で当該年度の活動実績を評価するとともに、新年度活動案を作成し、4月の総会で了解を得る。

（2）構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

毎年、活動計画に基づき、担い手農家を中心に自作小規模農家とともに、畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行うとともに、状況に応じた遊休農地等の保安全管理（草刈り）や病虫害防除等を行い、圃場内の作業性の確保や病虫害の低減を図り、農業生産、生活環境の保全に努める。

② 水路、農道について行う活動

毎年、担い手農家を中心に自作小規模農家や非農家の皆さんとともに、活動計画に位置付けた用排水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、さらに状況に応じた泥上げを実施することにより、通水能力を維持するとともに、病虫害発生の低減や水路法面の点検、管理の効率化に努める。

また、農道の路肩、法面やその周辺部の草刈り又は除草を行うとともに、状況に応じた側溝の泥上げを実施し、通行、農業生産及び生活環境の保全に努める。

③ その他の施設について行う活動

毎年4月には、担い手農家を中心に頭首工（自動堰）の稼働点検および取水堰の泥上げ清掃を行い、かんがい期終了の11月には取水堰の排水、堆積物（泥、ゴミ等）の除去、清掃を行、通水機能、能力の維持に努める。

また、毎年4月には、同様に担い手農家が中心となり、限戸川沿線ポンプ場の試

運転、調整等の保守点検を行う。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

まだ、「人・農地プラン」を作成しておらず、現在のところ集落内の営農については、地元水利組合を組織する担い手農家のほか、高齢化する自作小規模農家が多数を占めている。

高齢化、後継者不足から、今後もこの状態を継続させていくことは困難であることを認識しており、地域農業のあり方を組織内で話し合いながら、将来的には当該認定農用地区域内の「地域計画（人・農地プラン）」作成、実質化に努めます。

(2) 農地の利用集積

① 現状

個別的な農用地貸し借りによって担い手への集積が進んでいるものの、中長期的な展望、具体化（誰にどれだけを集積）には至っておらず、今は将来の担い手への確実な集積に向け、具体的な話し合いを進めているところである。

② 目標

将来の担い手を見極め、これらに概ね50%の集積を目標に話し合いを進める。

5. 適切な施設（用排水路、農道等）の保全管理に向けて取り組む活動・方策

(1) 今後の課題、目指すべき姿

水利組合をはじめ、構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、高齢者や少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。

(2) 取り組むべき活動・方策

計画的な施設の維持、更新等に努め、省力化や低コスト化を図るとともに、地域の景観・環境を維持することで、担い手の増加や、地域の魅力を情報発信し地域外の人やこれまで活動に参加されていない人の参加も促し、保全管理活動の継続や強化を目指す。